

ホームレス生活の構造状況と生活主体の営為 —ホームレス問題の基本的なとらえ方—

八木 正*

序論「ホームレス自立支援等特別措置法」とその運用状況をめぐって

1. ホームレス生活者への差別問題に迫る基本視角
2. ホームレス化をもたらす日本における構造状況
3. ホームレス生活者の主体的営為への着目と研究課題
4. 利用者から見た労働・医療・福祉機関のサービスの問題点
5. 各種支援団体との独自性のある一体化した関係性
6. 求められる行政当局の抜本的な意識変革と機構改革

序論「ホームレス自立支援等特別措置法」とその運用状況をめぐって

[1]「ホームレス自立支援法」をめぐるとつ
の評価

2002年7月、国会において『ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法』（10年の時限立法、5年後見直し）が成立し、8月7日の公布日から施行された。

今まで長年にわたって個々の地方自治体に「ホームレス対策」を委ねるばかりで、自らは急増する「ホームレス問題」について何の根本的方策も講じてこなかった、国に対して関係諸団体がその責任を問い、要望を重ねてきた結果、本法律がようやくにして成立に至ったという事情はたしかに認められるところである。

事実、関係国会議員を通じて本法律の早期成立を働きかけてきた、ホームレス支援諸団体サイドからも、ホームレスの人たちに特定した自立支援法が日本で初めて成立したことの画期的な意義を強調する声上がり、当初は一部に危

惧の念を残しながらも、基本的には歓迎ムード一色にはほ塗りつぶされる観も見て取られた（野宿者・人権資料センター、2002）。

この法律成立の基本評価について、自ら「行政不服」闘争を軸とするホームレス支援活動を主宰しながら、支援運動の理論的主柱として真摯に活躍してきた憲法学者・笹沼弘志は、次のように表現している。

「従来国は適正化の名の下に生活保護行政を締め上げ、保護実施機関による恣意的な運営を放任し、野宿者を最低生活保障から排除し続けてきた。その代わりに野宿者対策を地方自治体の任意によるケタオチの法外援護や、自立支援事業という対症療法としてもお粗末な施策に委ねてきた。そうした国の無為無策ぶりを野宿する当事者や支援者の運動が糾弾し、抜本的な政策を要求して来たことが、いや増殖させられ続けてきた野宿する人々の存在それ自体が、国の政策を大きく転換させるに至ったのである。結果としてでき上がった法律がいかにも不出来なものであったとしても、この運動の成果そのもの

は偉大なものである。」(笹沼弘志, 2002: 25~26ページ)

しかしながら他方で、本法律が成立する以前から「少数派」とはいえ、いち早くこの法律がもつ危険性についてきわめて明確に警告した支援活動者が存在していたことは、脳裏に深く留めておいてしかるべきであろう。30年を越える長い年月の間、日雇い労働者および支援者と一体となって支援運動に献身的に取り組んできた、稲垣浩(釜ヶ崎炊き出しの会代表・釜ヶ崎地域合同労働組合委員長)がその人にはかならない。かれはとりわけ、大阪市が1998年末に「道路法」にもとづく行政代執行として今宮中学校横に野宿していた人たちを強制排除したことに對して果敢に抗議する裁判闘争を、現在に至るも一貫して継続している人として知られている。

かれの主張は実に明快で、日雇い労働者に対する人格を無視した差別行政のあり方を根本的かつ具体的に批判し、とりわけ生活保護行政については、こうとらえている。「生活保護法30条に『生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする』と明記されているにもかかわらず、生活保護を受けてアパートに入居したいという人々に、施設に入るよう強制します。その結果、『劣悪な環境で管理、監視される施設には入りたくない』という人たちは生活保護の申請をあきらめ、野宿することになるのです。」したがって、「職安法、生活保護法、結核予防法など、現行法を十分に活用することで野宿する人の数が減ることは明らか」と断定することができる。

「それなのになぜ、『ホームレス自立支援法』という新たな法案が必要なのでしょう。この法案のねらいは公園、路上、河川敷などから野宿者を強制排除し、施設に収容することで治安維持を図る目的にあると思われまます。」それゆえ、「野宿者が真に救われる法律ならいいので

すが、これまでの差別行政を覆い隠し、保安処分を意図する『ホームレス自立支援法案』は、抜本的な見直しが必要である」と主張しなくてはならない(稲垣浩, 2002)。

なお、先の今宮中学校横の野宿者強制排除事件弁護人でもある、遠藤比呂通弁護士が(1)法の下での平等、(2)個人の尊厳、(3)居住権の観点から「ホームレス特別措置法」が憲法に適合しないと明確に主張していたことに当然注意を払っておかなくてはならない(小柳伸顕, 2003: 154~156ページ、参照)。

とはいえ、「支援法」の成立後からしばらくの間は、大勢としてはホームレス問題対策の国家責任を明確化した意義の方がもっぱら評価され、一方では国および地方行政の恣意性を押さえる必要性を強調しつつも、全体的には本法を活用しつつ支援活動を全国的規模で推進することを期待する動きが主流を成してきたと見ることができよう。

(2)「ホームレス自立支援等特別措置法」に

ひそむふたつの行政目的

ところが、各地方自治体による施策の計画化ないし具体化の段階に入るや否や、一転してかねてより懸念されていた、野宿者に対する「施設管理」を名目とする公共空間からの強制排除、および「自立支援」という名における一時収容施設への強制収容の公然たる動きの方がより顕著となってきた。これらの動向はまさに、上記の稲垣浩が明確に看破していた、行政の真意と目的そのものにほかならなかった。

その経過を具体的かつ詳細にたどることも当然必要とされよう(小柳伸顕, 2003)が、今ここでは現実のこのような経過を踏まえて、本法がもともと内包する、見かけ上は矛盾し合うかに見えて、実は互いに連動し合っている、二つの行政目的をめぐる重大な疑念について検討を

加えておきたい。

そもそもこの法案は、「民主党のホームレス問題対策ワーキングチームが作成し、01年6月14日、衆議院に提出した『ホームレスの自立支援等に関する臨時措置法案』を土台に与党3党がまとめ直したものである」（笹沼弘志、2002：24ページ）。

そのような政治的折衝のプロセスの中で挿入されたものであろうか、本法には「自立支援等」という行政用語のもとに、一見すると互いに矛盾し合うかに見える、「支援」と「排除」という二つの基本的な行政目的が、実は互いに連動し合う形で組み込まれて行ったように思われてならない。

それは、本法冒頭の第一章・総則の箇所できなり立ち現れてくる。それは「ホームレス」をいかなる存在としてとらえるかという根本問題ときわめて密接に関わっている。

すなわち、第一条の「目的」では次のように記述されている。

「この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送れないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。」（下線は引用者による）

ところが、第二条の「定義」では、次のように規定される。

「この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者

いう。」（下線は引用者による）

問題は、第二条のこの定義に伏在している。

条文を素直に追うならば、第一条を受けてここは当然、「都市公園、・・・の施設を『余儀なく』（または『やむなく』）起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」となるはずである。ところが、なぜかいかにも唐突に「故なく」という一句が登場するのである。「故なく」とは、「理由なく」、または「原因なく」という意にほかならない。なぜ、わざわざこのような表現が採用されたのであろうか？

さすがに法案の審議過程においては、やはりこの言句をめぐる次のような質疑応答が交わされた言う（笹沼弘志、2002：58ページ。藤井克彦・田巻松雄、2003：284～285ページをも参照）。

「02年7月17日衆議院厚生労働委員会での質疑における提案者代表長勢委員は、『「故なく起居の場所とし、』と規定いたしましたのは、災害等により住居を失い、公園等に設置された仮設住宅に身を寄せておられるような正当な理由により公共的施設を起居の場所として利用している方が含まれないようにするためであります。」（下線は引用者による）

今にして思えば、この答弁は単なる「詭弁」である以上に、この法律の根柢をなしている「ホームレス」の基本的なとらえ方と行政の真の意図とを、かなり意識的に露出していると受けとめることができるだろう。なぜならこの説明では、「公共的施設を起居の場所として利用している」人びとに、「災害等により・・・正当な理由により」利用している定住階層グループと「それに含まれない」で「故なく」利用している非定住階層グループとを類別し、後者、すなわち（「落層」した）「ホームレス」による利用の正当性についてはこれを是認しないか、少なくとも判断を留保していると解釈しうる根柢

が残されることにつながるからである。

本法にこうした見解を内包した行政上の意図が潜んでいると想定すれば、第二条の「ホームレス」の定義に、(公共的施設を)「故なく(=正当な理由なく)・・・起居の場所とし・・・」という言句が事さらに付け加えられに至った論理必然性が、かえってより明瞭に浮かび上がってくるのではなからうか。

さらに、この「正当性」の認定権限が、行政当局の判断にのみ委任されているかのような見解の重大な問題点もあると思われるが、これ以上の言及はここでは差し控えよう。

大切なのは、今の時点で単に法律論議を蒸し返すこと自体ではなく、「ホームレス問題」の真の解決をめざすことを願う立場からすれば、本法施行後の国や地方自治体による施策計画の立案実施過程において、前記のような非定住層に対する基本的に差別的な対処の仕方やその裏に隠された定住地域社会とのトラブル回避を名目とする行政の排除意図とが、互いに巧妙に組み合わせられて推進されて行く趨勢に対して強く警鐘を鳴らすことでなくてはならないであろう。

〔3〕研究の基本視点と課題の設定

大阪市西成区に根を張り、長年にわたり「釜ヶ崎協友会」および「釜ヶ崎医療問題連絡会議」に依拠して組織的な支援活動に取り組んできている、小柳伸顕はさすがに野宿を強いられている人たちの生活実態に密着し続けてきた人であるだけに、ホームレス特別措置法に含まれる真の問題点とその推移をきわめて的確にとらえる重要論文を発表している(小柳伸顕, 2003)。

その周到な分析の中でまず注目されるのは、「ホームレス対策」に特定した「特別措置法」を強く求めた行政首長である当時の磯村隆文・大阪市長の意図の中にすでに、この法律が制定されるに至る基本的な性格が明瞭に浮かび上が

っているという重大な指摘をしていることである。すなわち、1999年2月に結成された「ホームレス問題連絡会議」(総理府内閣内政審議室、大都市首長、厚生、労働、建設省、警察庁)において磯村市長が強く期待したのは、「公共施設管理対策の強化」と「生活保護のルーズな適用」への代替措置にはかならなかった(小柳伸顕, 2003: 148~150ページ)。

次いで注目を要するのは、差別問題に関わる「特別措置法」そのものがもつ性格を、「同和対策事業特別措置法」、「土地使用特別措置法」(沖縄米軍基地問題)および「アイヌ文化振興法」に着目して検討していることである。その帰結として導き出している次の見解は、実践活動家ならではの傾聴に値する重要な指摘と言わなくてはならない。

「これらの『特別措置法』は、法の実施により当事者にあるいは運動体間に分断や対立を持ち込みました。また財政をめぐるさまざまな問題を引起しました。しかし、三者の基本的な人権に関わる問題の核心は未解決のままと言えましょう。『ホームレス特別措置法』は、この三者の轍を踏む危険はないのでしょうか。」(小柳伸顕, 2003: 154ページ)

これらの考察を経て、ホームレス特別措置法の構造が事態の具体的展開に即して鋭く解明されて行く(小柳伸顕, 2003: 158~162ページ)。そこではかれが抱く強い懸念が、強制排除の一方的推進、生活保護措置の改悪意図、仮設一時避難場所への強制誘導といったさまざまな行政措置の中で露骨に貫徹されて行く実相について核心を衝く記述が果たされている。

さて次の本論に入るに先立ち、私の研究の基本的焦点をどこに定めるかについて触れておく。

私の研究課題は縮約すれば、「差別と人権の社会学」ということになろう。ただし最近は、社会学を「人と人との関わり学」としてとらえ

直そうとしていて、その視点を強くにじませた考察を志している。

この延長線上でホームレス問題に迫ろうとすれば、私の関心はまず現代社会を構成している、《定住社会階層》と《非定住社会階層》との間の社会的処遇の落差という人権問題に向かわざるをえない。先の「ホームレス特別措置法」をめぐる考察において、法律論議よりも、ホームレス生活を強いられている人たちに対する行政処遇の基本姿勢に注目したのは、まさにこの関心から発したものであった。

ところで、このような処遇落差を生む原因はいったいどこに求められるのであろうか？

その源流をたどっていくと、社会の大半を構成している定住階層固有の価値観ないし社会意識のありように、目を留めないわけにはいかない。定住民が社会を構成している支配的勢力であるということは、その価値意識が社会を支える支配的な価値観をも成していることに留意しなくてはなるまい。言い換えれば、こうした社会の支配的価値観にまで踏み込むことなしに、差別処遇の発動の実相は解けないのではなかろうか。

このような考えにもとづいて、本研究の基本的な視点は、非定住者に課せられるさまざまな社会的規制を定住民の価値観との関連においてとらえることに定められる。

研究の基本視点をこのように定めることによって、それではどのような研究課題群が見えてくるのであろうか。

残念ながら現段階ではいずれもその概要の記述というレベルに留まらざるをえないが、まずホームレス問題に迫る基本視角を今一度明らかにし、次いでこの問題の根底に横たわると考えられる、ホームレス化をもたらす社会的な生活構造条件の解明を試み、それを踏まえてホームレス生活者の主体的行動に注目する必要性につ

いて論ずる。そしてさらに、定住民固有の価値観との関係を主軸にしなが、利用者としてのホームレス生活者の観点から労働・医療・福祉の各サービスの実態とその問題点を問い直し、さらに当の生活主体の支援諸団体との関係性を注視した上で、最後に、問題解決の最終責任主体である行政当局に求められる数々の要望について私見の展開を試みたい。

1. ホームレス生活者への差別問題に迫る基本視角

[1] 被差別者サイドに即して問題点を見る

「差別問題」全般に対する社会学のあるべきアプローチの仕方については、かつて筆者は次のような立論を提示しておいた(八木正, 1996)。

そこではまず、近代市民社会が生み出した多様な社会問題群の中で、差別問題群が固有の複雑な様相と特質を示しているとして、差別問題の多くは相対的に安定した市民社会各層が保持している基本的な価値観そのものに根差した差別意識と排除行為によって発生していることに注意を促した。

ちなみに私見では、「差別」とは人びとに対する社会的処遇における、社会の同質的連続システム内における不平等な「格差」(difference)とは異なった、人権無視を伴った相互断絶的な異質的「落差」(gap)の事象を指している(八木正, 1986: 参照)。

もしそうであるなら、差別問題の解明なりその解決を求める上で、基本的に「市民社会原理」にどっぷりとひたっている社会学では、差別問題の核心の認識そのものにおいて避け難い限界性をもっていることにならないかという疑念が当然にも抱かれたのである。

それゆえ差別問題にまともに取り組むためには、「分析の手法はいかようであれ、市民社会サイドに立って被差別世界を研究対象として見

ることから、被差別世界の社会的現実に即して逆に市民社会の本質をとらえかえす、基本的な「視座の転換」が必要ではないかと立論した(八木正, 1996: 40~41ページ)。

このような「視座転換」によるアプローチの仕方は、特に「ホームレス問題」の解明においてこそ緊要とされている課題でなくてはならない。もう少し具体化して言えば、ここで求められるのは、社会的地位の高低はあっても、「定職」に就いて「定住」生活を営んでいる、相対的に安定した市民層の価値観にもとづいて「ホームレス問題」を判断するのではなく、「定住市民社会」からの離脱を強いられた「非定住民」の境遇と生活に密着し、差別されて不安定な生活状況に投げ出されているホームレス生活者の側から定住市民社会の本質とその問題性とを問い返していくことにほかならない。

それゆえ本論においては、「ホームレス問題」の解明に関わるひとつの重要な論点として、「定住市民の価値観」そのものにあえて踏み込み、それと行政措置のあり方を相互に関連づけてとらえる視点に立った考察を試みざるをえないのである。

(2) 「生活主体に即する生活構造論」の再提唱へ

系統的な理論の論文執筆にはいたっていないものの、若い頃に参画した労働者の「生活構造論」の展開に際して、自分は労働生活者の主体に即した理解の必要をすでに強調していた(八木正, 2001: 参照)。

この観点は、その当人が労働をしているか否かにかかわらず、すべての生活者の構造世界をとらえる際に必要とされると思われ、生活主体に即して理解するという基本原則の主張をふくむものでなくてはならない。この観点をここに、「生活主体に即する生活構造論」と称しておきたい。

その意味において、「生活主体に即する生活構造論」の観点に復帰もしくは改めて立脚する必要を感じているところから、いわゆる「ホームレス問題」にアプローチしようとしている現在、この基本的観点を今一度鮮明に再提唱し、その内実の明確化を図るべく具体的事象に即して考察を試みなくてはならない。

さてここで、前述の定住市民の価値観とも密接に関連するホームレス問題に関するある論争点に言及しておくことにしよう。「ホームレス化の原因」について、当の個人にその罪を帰する「個人的責任(自業自得)論」と社会の側にもっぱらその原因を求める「社会的原因還元論」との対立が、それである。だが、そのいずれかによってのみこの事態を説明し尽くすのはあまりにも単純過ぎるとらえ方ではなからうか。

もとより、社会的な現実¹に即して冷静に考察する限り、(その事態にあまり接してはいない安定した定住市民層が想定しがちな)ホームレス化の「個人的責任論」が妥当する範囲はかなり狭いと考えざるをえず、(何らかの形でホームレス生活者への支援に関わっている人びとが組することの多い)「社会的原因論」に究極的には帰着せざるをえないほどに、実際には社会的なメカニズムが不可抗力の圧倒的な規制力をもつて諸個人をホームレス化に突き落としていくプロセスの方がまざまざと印象づけられるのは確かである。

そもそも、社会と個人とは対等なポジションにある存在ではありえない。基本的な力関係における社会の超越的な優勢からして、それに組み敷かれている諸個人は自己の運命を社会に委ねざるをえず、その結果、社会の動向に支配され、その激変に翻弄されてしまうことさえあるのは、むしろ常態であると言わなくてはならない。

しかしだからと言って、社会構造に根差した生活諸条件によって強いられたとはいえ、諸個

人の生活営為の仕方や努力のあり方が「ホームレス化」とまったく関係がないと断定するのも偏った議論であり、かえって現実社会における「人と人との関わり」ような実態を見据えていないことを自ら露呈していることにもなりかねないであろう。

したがってここから導き出される帰結は、圧倒的な支配力を振るう客体的な社会的生活諸条件の基本的制約のもとにおけるさまざまな生活主体の個人的営為のありさまに迫ることによってこそ、「ホームレス生活」の態様がよりの確に把握しうるのではないかということにほかならない。

[3] ホームレス生活の基本構造をどうとらえるかはじめに、“Homeless People”の表記の仕方について断っておきたい。従来、日本では露骨な差別語として「無宿人」や「浮浪者」という歴史的表現を避け、「日雇い労働者」、「寄せ場労働者」、「流動する労働者」、「野宿労働者」、「野宿生活者」、「野宿者」、「都市下層」、「路上生活者」などの言い回しがされてきた。ただしその後、マスコミによるカタカナ表記の影響によるものか、「ホームレス」なる表現が徐々に一般化してきた経緯もあった。

この表記に関しては、すでに小柳が明示しているように（小柳伸顕，2003：148ページ）、「『ホームレス』とは、状態を現す言葉であつても、人々を現す言葉」ではないのであるから、「『ホームレス生活者』がより実態を現す言葉と言え」という主張は適切と言えらるだろう。ましてや前述のように、いかなる状態にあろうとも人間を「生活主体」としてとらえてやまない自分としては、この表現に全面的な賛意を表さざるをえない。実のところ、自分としても「生活主体に即する生活構造論」の再考察過程において、この表記にほぼとどりついていたのであ

った。

しかしながら、研究者の立場から「ホームレス」という用語にあくまでもこだわった日本最初の学者は、おそらく岩田正美と見てよいだろう。研究の観点からすれば、当面の問題はホームレス生活を強いられた人びとの生活実態の基本構造とその本質をどうとらえるかという点にあると考えられる。そのための重要なヒントは、岩田の卓抜な所説に見出すことができる。

「ホームレス状態」を規定するに先んじて、かの女はまず人が社会生活を送る中で必要とされる「生きていく場所」とその意味について次のように論じる（岩田正美，2000：13～16ページ）。

人が生きていく上で不可欠な生活の場所は、まずもって「ホーム」である。「規則的な食事、休息、睡眠、入浴、排泄、その他を含んだ基本的な生活行為が行われるのは、今日ではある具体的な土地の上に設定された住居空間の内部であり、そこがそれらの生活行為を、外部社会の干渉や監視から遮断し、あくまでプライベートなものとして展開する基本的な拠点を提供する」もので、なおかつ数ある生活行為の往還のなかでそこへ必ず戻ってくる「生活の要」を成しているものである（下線は引用者による。以下、同じ）。

次いで、その「外に広がる生活領域の中で、まずなによりも重要なのは、収入を獲得するために、ある職業に従事することである。このために、人は具体的な地域に設定された「職場」という「場所」を定めなくてはならない」。

さらにかの女は、このような生活の場所がある階層秩序を伴って社会的・地域的に分布していることにも抜かりなく目を注いでいる。ただし、これらの「生きていく場所」は、単に物理的・空間的な場所なのではなく、社会的な意味を有していることに注意しなくてはならない。

このように「通常の社会生活」のあり方を「場所」に即して検討した上で、「ホーム」の喪失を意味する「ホームレス」状態は次のように規定される（岩田正美：39～41ページ）。

第一に、「正当な住居」、言い換えると「安定して住む家がない」こととして。

第二に、「ホームの喪失」の結果、多くの人びとが路上その他の公私の「場所」を不法占拠するか、徘徊するために人目にさらされやすく、嫌われやすい特徴があることとして。

第三に、「ホームの喪失」は、そこを生活の拠点にし、そこから社会関係を築いていく「場所」がないことを意味し、多くの場合「慣習的な職業の喪失」を伴い、「家族との別れ」を経験している場合もある。つまり、「ホームレス状態とは彼らと社会との間の切断状態を示し、「どこの誰かわからない」人々の存在形態を示す」。

この最後の点、言いかえれば定住社会への所属性の喪失、およびそれに起因する定住社会（階層）による非定住者層に対する社会的排除こそが、とりわけ重要な問題として認識されなくてはならないと思われる。

岩田は歴史的に立ち現れる「二つの貧困」タイプとして、この重要な論点に鋭く迫っている（岩田正美：26～34ページ）。特に、次の言句は近代市民社会の本質をえぐる指摘として重く受けとめなくてはならないのではあるまいか。

「近代社会の『普通』の貧困は、・・差異や不平等をもった『われわれ』の社会の序列の下位に位置づけられた、価値の低い『生きていく場所』しか確保できなかった人々の状態を問題視したところに登場した。これに対して『ホームレス』や『アンダークラス』の貧困は、「われわれ」の社会のなかには「生きていく場所」を確保できなかった人々の、あるいは「われわれ」の社会の外に追いやられた「かれらの」貧

困を示している。」（同上、27ページ）

ホームレス生活者たちが共通して体験せざるをえない困窮状態が、定住社会への帰属関係性の喪失、および定住社会特有の価値観による社会的な排除と棄却に根差していることを、われわれは深く心に留めておきたいものである。

〔4〕ホームレス生活者たちの多様な生き方を見つめて

前項までは先行研究の成果に依拠しつつ、ホームレス生活者たちが受忍せざるをえない生活実相をそこに共通する社会生活の条件を中心に考察して、いわば「定住社会の埒外に追放された社会層」として全体的にとらえる結論に達した。

とはいえ、すでに明らかにしたアプローチの基本視角から言えば、当然にもホームレス生活者に共通する基本的な生活諸条件とそのもとにおける生活主体の多様な生きざま＝生活営為の広がりとは明確に見分けていく必要があるだろう。

ホームレス生活者もまた、それまでに多様な生活と人生を体験してきたのであるから、当然のことながらその価値観や生きざまはけっして一様ではありえない。また同じ生活の条件や状況に置かれてはいても、それへの対応の仕方には各人の独自性が見られる。このことを、まず明確に認識しておくべきである。

改めて言うまでもなく、このことは当然にも相互格差を伴う「定住民社会」各層の生活にも当てはまる事柄である。定住生活を何らかの程度で確保しえているという共通の基本的な生活条件のもとにありながらも、それぞれの社会層を成す諸個人のもの考え方や行為の仕方、さらに生き方にはきわめて振幅の大きい多様性が認められるのは当たり前のことである。

問題となるのはむしろ、定住市民各層にはこのように基本的に認められている「意見や行動の自由」が、非定住のホームレス生活者にはい

かなる理由によるものかは是認されていない社会現実のありようである。まるで「落ちぶれた者」は自分勝手なことを言わずに、身をちぢめてひっそり生きていくべきであると上から指図するかのように。

そのような「社会通念」にひそむ価値観は、ある種類の人びとに対しては、人それぞれ固有の人格の尊厳性や人権を根底から否定し、精々のところ対象者の「人間類型」別に定住社会にとって許容限定的な「自立」か、保護施設への一時「収容」かの社会的処遇のチャンネルを一方的に設定し、もって「社会への復帰」促進と称する施策を産出していくほかはないであろう。

そもそも他者の人間性を評価するのに、標準的な価値基準にもとづいて一方的に判定した対象者の表面的な行動の特徴（心身の病や障害をふくむ生活意欲の「欠如」など）からのみ人びとを類型化し、その程度によって一律に対処しようとする姿勢そのものがもつ基本的な浅薄さと問題性が露呈されているように思われてならない。一般論的な言い方をすれば、ここに人間不在の「類的概念」思考の限界ないし不当性が表れていると言ってよい。

2. ホームレス化をもたらす日本における構造条件

以下の記述は、所属している共同研究（末尾の註記、参照）の途上にあるため、現段階ではいまだ着想覚え書きの域を脱していないことをおことわりしておきたい。

(1) ホームレス生活に至る構造的条件

一般的に定住人間生活を構成する基本的な支柱としては、職業生活、家族生活、および地域社会生活があると考えられる。生活者の視点からすれば、この三者は「生活の拠り所」と称してよいものである。ホームレス生活は、これら標準的な生活基軸が剥奪され、定住社会との基

本的社会関係性が失われた事態としてとらえることができる。

こうしていれば、「定住型生活構造論」から「非定住型生活構造論」へのシフトが自分には課せられるわけである。

(1) 「定職」の喪失

したがってこれはまず、生活の拠り所としての比較的安定した職業生活そのものの喪失＝「定職」の喪失による社会的疎外の事態と理解されなくてはならない。岩田の言う「ホーム」の成り立ちを支えている生活基盤は、相対的に安定した職業活動の確保であるという意味をもっと明確に認識すべきではないだろうか。

また、「定職」に就いていることによって得られるのは、単なる生計の維持だけではなく、むしろアイデンティティの確保にもつながっていることを正当に認識すべきである。すなわち、「失職」によって失われるのは、単に収入源だけではなく、ある意味ではもっと重大な自己存在の肯定としてのアイデンティティないズプライドの喪失にまで到っていることを注視すべきであろう。尾高邦雄の「職業の3側面」（生計の維持、社会的役割の遂行、および個性の発揮）論の発展的理解がここで望まれる。

もっとも、失職に至る経過には当然さまざまなバリエーションがありえよう。しかし基本的に最も重視すべきは、「生涯雇用保障システム」の崩壊から生じた、職業労働構造の急激な流動化の進展であろう。であるにもかかわらず、現状では依然として「定職」観念が根強く生きつづけている、アンビバレントな（矛盾し合う価値観が同居する）状況があることにも留意しておいてしかるべきである。

自分の研究課題としては、「職業・労働差別」の問題から日稼ぎ労働者の「不安定就労（間欠的失業）」問題を経て、「安定職業の永続的喪失」問題への展開として位置づけられる。

(2) 家族結合の変質

現代日本の家族は急激に変貌し、劇的な質的变化が進行している。ここで注目されるのは、家族生活の維持において女性のキャリアアップと就業が必然となる中、男性原理にもとづく「家父長主義生活保障システム」が崩壊に向かっていることである。こういう状況の中では、従来、家族の主要な生計維持者の役割を担ってきた男性が失職したとたんに、家族の生活設計に破綻が生じ、離散にいたるケースもあることも当然想定される。このあたりの複雑な個人的事情には意識してあまりふれられることはないが、ホームレス化が進む社会的背景のひとつとしてジェンダー（性差）問題をも視野に入れて考察することも大切だろう。

また、家族という社会的単位は単独で存在するのではなく、何らかの程度、近隣を中心とする生活圏である地域社会に組み込まれ、つながっていることを考慮しておきたい。

(3) 「定住」ポジションの喪失

「定住」と「非定住」とを、居所の「固定」と「移動」という単なる表面的な生活形態だけで理解するのは、適切とは言いがたい。それよりも、実はそれは生活者の社会構造上の正規の所属ポジションないし標準的な基本生活パターンの本質に関わる事態もしくは問題として理解されなくてはならない。つまり、非定住生活は「定住社会」からの離脱ないし排除を表現する結末であり、シンボルにほかならないのである。

この非定住生活の出現は、「伝統的な地域保護主義システム」の崩壊と新しい共生支援コミュニティ創出の未熟との狭間で生じた社会問題として、その関連性において理解されなくてはならない。

(4) 社会関係性と社会的信用の喪失

ホームレス生活者への支援活動に従事している団体で指摘されているのが、関係性の喪失と

いう重大な事態である（北九州ホームレス支援機構、2002）。その原因を成すのが上記の諸条件であり、総じて定住社会からの追放であることは明らかであろう。その結果、当人に対する社会的信用が根こそぎ奪われてしまうという酷薄な現実に向き合うことにならざるをえない。定住社会で結ばれていた正規の社会関係を失い、社会的な信用を奪われてしまって、ホームレス生活が在ることを確認しておきたい。

(5) その他の諸条件

そのほか、暴力団金融の被害に会うなど「過重債務による生活破綻」、「保護収容施設からの個人的離脱」などがあるという証言が、支援活動者らから得られている。

[2] 差別的処遇の根底にある定住生活価値観への問い

研究者や弁護士、ジャーナリストらもむろんそれから免れえないのだが、行政当局者もまた「定住生活」価値観を基本的に共有し、それに立脚していることに注目したい。民生部局ないし福祉部門の担当公務員がまず耳を傾けるのは、上部からの指示を踏まえた上で、住民の利益代表者の議決機関である議会での「質疑」や「意見」と一般定住民、別して地区有力者から寄せられる「苦情」や「陳情」にほかならない。公務員の行政責務は、本来階層の違いを超えて当該地域に居留するすべての人びとに対して負うはずだが、実際にはかれらが「納税者」である安定した定住民層からの「声」に左右される体質を有していることは否定しがたい。

それに加え、従来あまり注目されてこなかったが、公務員自身がその職業的な生活条件上、失職の恐れのない安定した身分を保障された定住民であることをぜひ明確に認識しておくべきである。それゆえ彼らが、少なくともホームレス問題に関しては生活の安定した定住民層と基

本的に同じ生活価値観を共有し、共鳴し合う素地をもつことは明らかである。

その上、官僚制組織のもとで一定の権限を委譲されている公務員層が、その職務執行において解決を求められる諸課題に対して抜本的な措置を講ずることよりも、自己保身の立場から責任回避をはかり、当面の表面的な処理だけに走りやすい傾向性なり心性をもっていることも一概に否定しきれない。公務員とホームレス生活者との関係性における公務執行者と保護対象者という立場と基本的な力関係の違いにおいて、公務執行のあり方を凝視しなくてはならない。

[3] 定住社会からの排除：「定職」喪失が

意味するもの

ここで問われるのは、人間評価に際しては通常「職業経歴」に対する評価が中軸となっていることである。履歴書に記載される学歴と職歴のレベルによって人間の評価が定まる仕組みがある限り、そこに人間差別の生じることは避けがたい。そこに安定性を欠く就業の期間があったり、失業の期間が長いと、「信用のできない者」という疑いをかけられるのは必然である。

ホームレス生活者たちが「住所喪失」と「失職」によって、「住所不定・無職」という犯罪者と同様の蔑視のレイベリング（烙印）にさらされていることを、一体何と受けとめればよいのであろうか？

[4] 定住社会からの排除：「住所」喪失が

意味するもの

アイデンティティの欠如こそが最も重要な意味をもっている。「アイデンティティ (identity)」とは、単なる本人同一性の証明や自己の内面的な一体感情だけでは限定されず、むしろ主要には自己と社会との関わり方の正当性の証明、もしくは社会における自己存在の正当性の主張＝

身元証明を含意していると考えなくてはならない。その手段がホームレス生活者からまったく奪われている社会的事実をぜひ直視したい。その結果、定「住所」の喪失＝非定住により社会的な所属性と信用性が剥奪されてしまうこととなる。

このことは「身元保証人」の欠如によってこうむるさまざまな被害に思いをはせれば、一目瞭然であろう。「根無し草」とか「どこの馬の骨とも知れぬ奴」とか、歴史的には「無宿人」や「流れ者」とかの「素性の不確かな者」に対する社会的な処遇こそが、ここでの本質的な問題であることを明確に認識すべきである（別冊歴史読本、2004、参照）。

[5] ホームレス生活への定着：行政の

救済措置も絶たれ

このような酷薄な社会的条件のもとで不可避免的に困窮に追い込まれた人びとに対しては、日本国憲法に定められた「生存権」にもとづく最後のセイフティー・ネットとして、無差別平等に居宅保護が受けられる「生活保護」制度が用意されているはずである。しかるに実際の公務執行においては、一部の地方行政体を除き、「適正化」というあいまいな基準のもとに、年齢区分、就業能力の一方的判定、居住状況、プライバシーへの干渉、自立意欲の判定などの厳しい制限が課される違法執行が平然となされていることは周知の事柄であろう。

ここで特に注目しておきたいのは、「不法受給」犯罪の場合は別としても、公務執行者が何と弁明しようと、ホームレス生活者に対してのみすべての人びとが無差別・平等に享受すべき最低の権利が剥奪され、就労自立に必要な居宅を確保できないことから、結果的に再び路上生活に投げ捨てられているという事実である。しかも行政当局は、特に公園でテントを張ってい

るホームレス生活者を問題視し、公園テント生活者に特定して「説得」という名のシェルターへの一時的収容を強制した上、「自立不可能」と一方的に判定された者には公園外の路上への強制追放措置をまたもや加えて行くのである。

こうした事情を見るならば、ホームレス生活への定着再生産と行路死とを完成させているのが日本の行政措置という皮肉なとらえ方も可能なのではなかろうか？（寺久保，1988，をも参照）。それはともあれ、ここで確認しておきたいことは、ホームレス生活者にとってはこうした公務執行のありようがその基本的な生活条件を構成する決定的な構造要因を成しているということにはかならない。制度運用の歪みもたらす生活被害とも言いえようか。

数々の行政措置の不当性に対する果敢にして粘り強い生活闘争を展開している、名古屋の笹島診療所と「林訴訟」（藤井克彦・田巻松雄，2003）、ならびに大阪の釜ヶ崎医療連と「佐藤訴訟」（釜ヶ崎医療連絡会議，2003）の活動実践から深く学ぶ必要性はここにある。それは裁判結果に関わりなく、訴訟闘争によりホームレス生活者の人権回復を社会にアピールし、公務執行のあり方に一定の社会的圧力をかける重要な支援活動と位置づけられよう。

[6] 「関係性の喪失」からその回復へという視点

この視点を強く打ち出したのが、北九州ホームレス支援機構（奥田知志代表）の実践にはかならない。ここでは、「ホームレス支援の現場において常に問われるのは、人間性の回復そのもの」という視点から、「ホームレス」の本質を次のようにとらえる。それは単に物理的な意味での「宿なし」（ハウスレス）ではなく、「ホーム」という言葉には「家族の関係とか、人と人との関係性という意味がある」のだから、主要には「関係の喪失」こそがその核心を成すと

明確に主張されている。したがって支援では、(1)「健康」な「最低限度の生活」の確保＝物理的支援だけではなく、(2)「文化的」な「最低限度の生活」の確保＝ホーム（関係）の回復に向けた支援こそが大変重要な事柄となるのである（奥田知志，2001：20～21ページ）。

その具体的な支援事業として「自立支援住宅」（10室）を半年間貸与し、自立に必要な生活訓練を自立した先輩をふくむボランティア支援によって行い、生活保護を受けて就職を果たし、自立して行くという注目すべき成果を挙げている。ただ現在421人を数える北九州ホームレス生活者の状況から（北九州市立大学北九州産業社会研究所，2003）、入居希望者が滞留し、規模拡大のため北九州市とのタイアップが必要となり、地域社会各団体の支援体制を組むなど大きな岐路に立っており、その成り行きが大いに注目される。

3. ホームレス生活者の主体的営為への注目

[1] ホームレス生活者のたくましい自活能力に
注目を

私は「寄せ場労働者」にアプローチした最初の頃から、野宿生活を間欠的に強いられる日稼ぎ労働者たちのたくましい生活力に驚嘆させられていた。「一般に『市民社会』の価値観に立つと、『定職』と『定住』をもたない人々は差別の対象となり、保障や権利をもたない人々労働者は、みじめな存在として軽蔑されるか、あわれみを受ける。・・・しかし、保障や権利をもたないということは、逆に考えると、企業や行政に頼る度合いがそれだけ少ないことを意味しているとも言える。言いかえると、自立の程度が高いことにもなるわけである。こう見てくると、市民社会のあらゆる生活保障体系から切り離されている寄せ場労働者が、労働自立性に

においては一番高い存在であることに気づく。その意味で寄せ場労働者は、本質的には『自立労働者』と呼んでよいと思う」（八木正、1988：99～100ページ）。

この観点は定職と定住という「拠り所」を完全に失い、苛酷な生活条件にさらされているホームレス生活者にこそ貫かれなくてはならず、その主体的な生活諸行為の解明を志すことは、自分にとって避けることのできない重要課題でなくてはならない。

すでに行われた聞き取り調査報告やレポートを子細に分析すれば、断片的にわかることも少なからずあるが、ホームレス生活者の主体的な生活諸行為の実相を的確にとらえるには、以下の事項について系統的に当事者から教示を受ける必要があると思われる。

- [2] 当面の滞在先への移動とその選択
- [3] 食事確保のさまざまな方法
- [4] ホームレス生活における居住場所探しの営為
- [5] ホームレス生活における仕事探しの営為
- [6] (先輩後輩関係をふくむ) 仲間づくりと情報収集活動の実際
- [7] 人生観はどのように変わったか？
自らの人生の見通しについて
- [8] 自律・協同生活に向けた諸活動
- [9] 「ピア・カウンセリング」から当事者運動への展開

4. 利用者から見た労働・医療・福祉機関のサービス

非定住のホームレス生活者サイドから定住社会生活との関係性ならびにその定住生活価値観にもとづく社会的処遇のありさまを問う基本的な視点を貫徹するならば、ホームレス生活者がどのような形で労働・医療・福祉諸機関の社会的サービスを受けることができているのか、いやむしろできていないかという現実を厳しく注

視していかなくてはならない。

そしてさらに、ホームレス生活者の場合にも、それらの諸サービス、諸措置および基本姿勢に対する利用者としての評価や意見のありようを聴取していく必要が当然あるだろう。ところがホームレス生活者に対してだけは、各サービス提供者たちは何の疑念ももたずに、「上から見下す」基本姿勢を保持し、「特殊な事情にある欠格者」扱いをして、いわば一人前扱いをしていないがゆえに、その意見や評価を気に留めるということはさらさらありえない。この点にこそ、定住民層の中でも優越的な立場にある医師や公務員層の「特殊な」人間に対する価値判断や差別感情が露骨に表現されていると見なくてはなるまい。

これらの問題に関する当面の分析課題は、次のようなものである。

- [1] 利用者から見た行政の対処姿勢の実状
各部門別「縦割り行政」から生じている、相互に矛盾し合う行政措置の矛盾を調整しないまま放置し、当面の行政目的に合致する都合の良い部分だけをつまみ食いして施策を遂行している現状は、行政の基本的な怠慢であると指弾されても仕方があるまい。
 - (1) 労働行政のあり方をめぐって
 - (2) 福祉行政のあり方をめぐって
 - (3) 公園・道路管理と収容のあり方をめぐって
大阪城公園や名古屋市白川公園のケース。
 - (4) 警察行政のあり方をめぐって
大阪市扇町公園のケース。

- [2] 利用者から見た医療機関の対処姿勢の実態
釜ヶ崎医療連絡会議の活動報告から。

- [3] ホームレス生活者をまず人として扱うべき

すべての処遇が、定住生活者本位の価値観にもとづくホームレス生活者に対する低位の人間の価値評価から発していること、管理優先主義による「隔離・収容」措置がもつ拘束が人間的自由やプライバシーの剥奪につながっている事実の認識、およびホームレス生活者が抱えている人としてのニーズ（居住空間の改善などの要求）を尊重することが望まれてならない。

[4] 労働・医療・福祉のあり方を問う

ホームレス生活者の存在

「利用者本位」という医療・福祉サービスの基本原則に立つ姿勢を、ホームレス生活者に限ってとれない理由は一体どこにあるのか？表面的な「欠陥」だけを殊更にあげつらい、社会的所属性を失い、「自立生活能力」が欠如している者たちという上からの一方的な決め付けこそが問題でなければならない。

5. 各種支援団体との独自性のある関係性

[1] ホームレス生活者にとって支援団体のもつ意味

一見するとホームレス生活は「孤立無援」の状態のように見えるかもしれないが、この人たちにとって支援団体は、実のところ定職労働者にとって労働組合がもつ意味と基本的には同じであると考えてよい。したがってそれぞれ独自性をもって展開されている各種支援団体の諸活動は、基本的には各ホームレス生活者それぞれのニーズなり要求に即した多様な対応支援活動であることを明確に確認しておくべきである。

そういう前提に立って、「支援」とは、「自立」とは一体何なのかを福祉社会学の観点から問い直すならば、今さら言うまでもなく、支援とは優越的立場からの慈善や救済なのではなく、基本的に事態の改善に向けた「協働」活動として

位置づけられなくてはなるまい。これをホームレス生活者たちに即して言えば、単に配給される支援物資に「依存」している存在と見るのではなく、むしろ支援団体と一体化したその協同活動の営為のあり方、さらにその過程においてボランティアたちとの人間的な関係性と交流が生まれ（釜ヶ崎炊き出しの会『絆通信』各号を参照）、人としての「自立」の達成が実現されていることにこそ注目していくべきではなからうか。

[2] 支援団体への自主的選択とその多様な関わり方

上記のことと関連して、支援団体や活動を選択する主体は、ホームレス生活者たちであることをぜひとも肝に銘じておきたい。また、支援団体との関わり方においても人それぞれであって、喜んで参加する人たちばかりでなく、距離を置いている人たちもいて当然なのであり、それらをも含めて人間的な自由と責任にもとづく自主選択と自主決定とが尊重されてしかるべきであろう。

[3] 支援団体によって異なる野宿生活への対処の仕方の違い

支援運動の岐路は、戸外の野宿生活に対する評価と対処方法にあるだろう。簡単に結論を導くのはむずかしいが、教導的な観点からではあれ、「社会復帰の最優先」、「本人のためにも良いはず」という一方的な発想がもつ限界性には留意しておいた方がよいだろう。

野宿生活をしている人たちと話をしているよく感ずるのは、それぞれに「他人には語りたくない」複雑な事情があり、今の生活からの脱却はもはや諦めていて、今の状態のままでちょっとでもよいから不安の少ない活路を何とか見出したいという切実な思いを抱く人たちもかなり

いることである。今の生活条件をやむなく受け容れ、そのもとで警戒心をたえず働かせながら必死に生き抜こうと日々闘っている姿を、そこに見て取ることができる。

また、「支援者」にも存在する社会的優位性の自覚も必要かと思われる。

[4] 仲間同士による支援から「当事者運動」へ注目を要する、ピア・サポーターの活動。「同じ境遇を生きる仲間たち」という発想の重要性。当面、大阪「釜ヶ崎医療連絡会議」、長居公園仲間の会、「釜ヶ崎パトロールの会」、名古屋「野宿労働者の人権を守る会」などの活動に注目する必要があるようである。

この動きがさらに開けてくるならば、自立的福祉運動の基本原則のひとつである、主体的な「当事者運動」への展望もけっして夢ではないと思われる。

6. 求められる行政当局の抜本的な意識変革と機構改革

私の見解では、どの部局に所属していようと、何らかの形で「公的扶助」や「社会サービス」に関わる公務員たち（civil servants）はすべて、その遂行に一定の権限を付与されているのであるから、これらの業務の最終責任主体でなければならない。

その観点からホームレス問題に絞ってあえてその職務執行のあり方を厳しく問い、改善の課題を最後に提起しておきたい。

[1] 自らが立脚している「定住民本位価値観」の問い直しを

公務員は、定住民サイドに立った差別観による強制排除と隔離収容施策の代行執行者でしかありえないのか？

[2] 最終的に行使される強権的な執行姿勢への自省を

公務員に与えられた「権限」や「自由裁量」は、基本的に誰のために行使されているのか？

[3] 「縦割り行政」の基本的弊害に対する真剣な対処を

諸悪の根源と指摘されて久しい、「縦割り行政」の弊害は、安定公務員層の自己保身による利害意識から一向に改革される気配がない。対外的には諸部門活動の「連携」を論しているながら、自らの内部的な諸部門の「連携」は図られず、実際には多くの場合、各部門から要員を抛出し合い、取り締まり目的の「対策会議」が新たに作られているに過ぎない。

今、真に求められるのは、自らに付与された使命職務の基本を今一度根本から問い直した上での真の自覚と徹底した意識改革であり、「プロジェクト・チーム」の結成などによる真剣な対処ではあるまいか。

しかし残念ながら、個々に良心的な公務員が存在してはいても、実際にはそこに追い込む強力な「外圧」が働かないと、安逸な身分に安住する総体としての公務員たちが自発的に行動することは絶対に期待しえないと推測せざるをえない。

そうであるならば、その圧力となりうるのは、他の民間社会サービス諸機関と同じく、行政サービスを利用している当事者（支援関係者をふくむ）の声にもとづく「評価」と「意見」の表出にはかならないと考えられる。それらを集積して新しい社会的潮流を創出しない限り、現在の閉塞状況を打破する手立てはありえないのではなからうか。

[4] 支援団体との「連携」に潜む恣意的選別の克服を

かつて行政当局は一切の社会運動団体を敵対視し、多少の慰撫的な回答はあっても、その要求は基本的には常に却下されてきたと言っても過言ではない。

しかしながら、支援運動の国際的な高まりの中で、「時代の潮流」に対処する方策として、日本の行政当局は自らの行政目的に抵触しない比較的穏健な支援団体を選別し、財源を注入して事業を委託する方式を採用し、敵対的な支援団体との「差別化」を露骨に図っているように見受けられる。

そうではなく今必要とされているのは、各支援団体との平等な関係性の中で、各支援団体の要求に集約されている当事者たちの切実な生活ニーズに謙虚に耳を傾けて研究し、それに根差した行政施策を主体的に求めていくことではなかろうか。

* Tadashi Yagi 広島国際大学医療福祉学部

【引用・参考文献】

- 別冊歴史読本、2004、87号「歴史の中のサンカ・被差別民」新人物往来社
- 第21回全国地域・寄せ場交流会実行委員会編、2004、「第21回全国地域・寄せ場交流会報告書」
- 平川茂、2004、「路上の権利」と「見守りの支援」—野宿生活者中の〈逃避〉タイプのニーズ（必要）をめぐって—、大阪市立大学社会学研究会「市大社会学 No.5」
- 藤井克彦・田巻松雄、2003、「偏見から共生へ—名古屋発・ホームレス問題を考える—」風媒社
- 稲垣浩、2002、「ホームレス自立支援法案の狙いは強制排除」、『朝日新聞』2002年7月19日、朝刊、大阪本社版
- 岩田正美、2000、「ホームレス／現代社会／福祉国家」、明石書店
- 釜ヶ崎医療連絡会議、2000、「釜ヶ崎医療連通信 No.11」
- 釜ヶ崎医療連絡会議、「IMAGINE いまじん」各号
- 釜ヶ崎医療連絡会議、2003、「佐藤訴訟・勝訴確定報告集會資料」（12月22日）
- 釜ヶ崎炊き出しの会、「絆通信」各号
- 金子雅臣、1994、「ホームレスになった一大都会を漂う—」築地書店（2001、筑摩書房、ちくま文庫）
- 川崎水曜パトロールの会、「頭痛のたね」各号
- 北九州ホームレス支援機構、2002、「北九州ホームレス支援機構活動方針及び計画（改訂版）—北九州におけるホーム

レス自立支援グランドプラン—」、「あんたもわしもおなじいのち 第2号」

北九州市立大学北九州産業社会研究所北九州ホームレス研究会、2003、「北九州市ホームレス調査結果報告書—全国データとの比較を踏まえて」

小柳伸顕、2003、「『ホームレス問題』と『特別措置法』—ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を読む」、日本寄せ場学会「寄せ場 16」れんが書房

野宿者・人権資料センター、2002、季刊『Shelter-less』Autumn, No.14

野宿労働者の人権を守る会～名古屋～、2004、サイトページ「野宿労働者の人権を守る会～名古屋～（<http://www7.ocn.ne.jp/~nojyuku/>）」

大阪社会福祉士会、2003、「大阪府野宿生活者街頭相談モデル事業報告書—社会との関係をもう一度紡ぐために—」

奥田知志、2001、「『ホーム』（関係）の回復をめざして北九州における新たなホームレス支援について—アンケート調査とホームレス支援グランドプラン—」、北九州ホームレス支援機構「あんたもわしもおなじいのち 第1号」

笹沼弘志、2002、「ホームレス自立支援法概説—問題点と活用可能性—」、季刊『Shelter-less』No.14、野宿者・人権資料センター

新宿連絡会、1999、「路上からの提言「路上生活者問題」に関する私たちの見解と政策提言」

寺久保光良、1988、「『福祉』が人を殺すとき」、あけび書房

八木正、1986、「職業差別問題へのアプローチ」、金沢大学教養部論集人文科学篇 23-2」

八木正、1988、「国内出稼ぎ労働者と寄せ場労働者」、日本寄せ場学会「寄せ場 1」現代書館（八木正編著、1989、「原発は差別で動く—反原発のもうひとつの視角—」明石書店に再録）

八木正、1996、「被差別世界からの社会学の構築を求めて」、八木正編著「被差別世界と社会学」明石書店

八木正、2001、「人権福祉フィールドワークの構想—被抑圧労働人生の解明に向けて—」、「日本労働社会学会年報 12」東信堂

※本稿は、平成15～17（2003～2005）年度科学研究費補助金（基礎研究（C）（2））「非定住者の生活ニーズと保健・医療・福祉の支援のあり方」（課題番号：15592350）〔研究代表者：稲垣綱代 広島国際大学看護学部教授〕による研究成果の一部である。